

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 江津市における庁内の推進体制について

①中心市街地活性化を担当する組織

- 建設部都市計画課内に中心市街地活性化を担当する部署として「中心市街地再生室」を設置し、総務部政策企画課、産業振興部商工観光課と連携しながら、事業の進行管理評価を行う。

組織	配属
建設部都市計画課 中心市街地再生室	課長 1人 室長 1人 担当 2人
総務部政策企画課	課長 1人 主査 1人 担当 1人
産業振興部商工観光課	課長 1人 担当 2人

- 中心市街地活性化の拠点となる公共公益複合施設検討を行うため、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の検討委員会を設置し、施設内容及び管理運営について検討を行う。
次ページに、江津駅前公共複合施設計画庁内検討委員会設置要綱を示す。

江津駅前公共複合施設設計画庁内検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中心市街地の活性化に寄与する都市福利施設となる江津駅前公共複合施設の基本計画、基本設計及び実施設計の内容を検討する公共複合施設設計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 公共複合施設の機能に関すること。
- (2) 公共複合施設の規模に関すること。
- (3) 庁内関係部署との連絡調整に関すること。
- (4) 市内関係団体の意向把握及び連絡調整に関すること。
- (5) その他必要を認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は建築実施設計が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、総務部長が務め、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、建設部長が務め、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その事務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策企画課及び建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って

定める。

別表

委員長	総務部長			
副委員長	建設部長			
委員	市民部長 総務課長 子育て支援課長 社会教育課長	健康福祉部長 財政課長 健康医療対策課長 都市計画課長	産業振興部長 市民生活課長 商工観光課長 中心市街地再生室長	教育次長 社会福祉課長 土木建設課長 政策企画課長

(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容について

中心市街地活性化に関する議論が継続している。

また、市議会建設厚生委員会に特別委員会が設置され、中心市街地活性化の拠点となる施設について議論されている。

①市議会での議論

1) 平成25年第1回定例会(3月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
《市民クラブ》 「中心市街地の位置づけと機能」について	《建設部長》 ○超高齢化社会と低炭素社会を迎えるなか、高齢者を含むすべての市民が暮らしやすいまちとするためには、公共交通の拠点施設を中心に歩いて回れる範囲で、様々な都市機能をコンパクトに集積させ、一体的な計画のもと着実に実施していくことが重要である。このことが、まちの機能を高め、周辺地区への波及効果を生み出し、定住のための魅力を高めることにもなる。 ○市民生活の利便性とサービス向上のため、現在ある都市基盤(ストック)を活かし、一体的な取り組みを実施する「中心市街地」を設定して、財政負担を抑えながら、計画的、集中的に社会基盤整備を行う必要がある。 ○このことを踏まえ、福祉施設や医療施設などが立地している「シビックセンターゾーン」、グリーンモールを中心とした「商業集積ゾーン」、そして、公共交通拠点機能と既存の商業・医療施設等のストックを活用し、市民の利便性とサービス向上を目指す「駅前地区ゾーン」の異なる機能を持つ3つのゾーンを含む区域を中心市街地と位置付け、これらの各ゾーンの連携を強化し相乗効果を得ることで、中心市街地全体の機能を高め活性化を図ることとしている。
「基本計画策定委員会の開催状況と論	《建設部長》 ○江津市中心市街地活性化基本計画策定委員会は、山口大学の鶴教授を

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
点」について	<p>委員長として、19名の委員で組織されており、平成24年7月9日、10月10日、平成25年1月30日の3回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの委員会では、本市における中心市街地の現状と課題の把握と、市民アンケート調査結果などを踏まえた「10年後の目指すべき中心市街地の姿」「基本計画の骨子及び事業」「中心市街地活性化の目標」について議論している。 ○特に、本基本計画の中で重点的に整備を予定している駅前地区ゾーンの拠点施設である公共公益複合施設の機能について、施設の整備内容を議論するものではないが、中心市街地活性化のための重要な施設であることから、本委員会での議論の中心となっている。
「駅前公共公益施設の役割と現在の計画」について	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共公益複合施設は、従前の商業活性化にとらわれることなく、公共交通の結節点である駅前という利便性を最大限に活かして、駅前地区に幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の人々が集える拠点施設としている。幅広い層の市民が利用できる情報・交流・福祉拠点機能を有し、この施設の集客により、周辺の民間事業者への波及効果をもたらせる施設として計画してしている。 ○具体的な施設内容については、市民交流センター、福祉センター、子育てサポートセンターの3つの機能を有する施設としている。
「アンケート調査結果と市民要望」について	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○江津市中心市街地活性化基本計画策定にあたっては、広く市民の意見を集約し意向を把握するため、平成24年6月22日から7月6日にかけて、江津市中心市街地活性化に関する市民アンケート調査を行っている。 ○調査内容は、中心市街地の利用状況、中心市街地の居住状況、中心市街地の活性化の方向性、江津駅前公共公益施設の整備の視点に立った設問となっており、アンケート結果は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民の半数以上が週に1回以上中心市街地に出かける機会がある。 ➢ 3人に1人が現在の中心市街地の魅力は特にない。 ➢ 中心市街地での「飲食」「公園や憩いの場」「公共交通」に対する不満な意見がある。 ➢ 中心市街地への居住条件として、日常生活の利便性の向上が求められている。 ➢ 活性化に向けた方向性として、外から訪れる必要性の高い施設整備が求められている。 ➢ 活性化に向けた施策・整備として、「空き店舗活用」「映画館等の整備」「図書館等の教育文化施設」などの整備が求められている。 ➢ 中心市街地の利用意向として、買い物・飲食店の利用が多く、拠点的な商業施設ではなく界限性のある商業施設機能の整備が求められている。
「公共公益施設計画と説明会・公述会・都市計画審議会等の意見などの市民要望」について	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共公益複合施設の計画については、先ほどの「駅前公共公益施設の役割と現在の計画」についての答弁したとおり。 ○現在、駅前地区ゾーンにおける拠点施設である公共公益複合施設について、都市計画決定の手続きを進めているが、江津市都市計画審議会への諮問に先立ち、昨年12月3日に審議会に対して、公共公益複合施設について概要説明をしたところ、7人の方から図書館機能を入れてほしい

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
	<p>という意見があった。一方、「素晴らしい案だと思う」といった意見もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さらに、12月27日に都市計画決定に係る公述会を開催したところ、図書館機能を求める意見や、あけぼの通りの使い方について、7人の市民の方が意見を述べられた。 ○また、小中高の繋がりが創出できる機能や公共交通機関の使用をもっとも必要とする学生層、若年層が時間を使う場所の創出など、若い世代の利用を視野に入れた施設への見直しについての提案があった。
<p>「中心市街地活性化基本計画策定上の問題と認定見直し」について</p>	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○このたびの江津市中心市街地活性化基本計画の策定にあたりましては、中心市街地の現状と課題を把握したうえで、10年後の目指すべき中心市街地の姿を検討し、当面5カ年の基本計画を策定し、内閣府の認定を受けたいと考えている。 ○5カ年の基本計画では、「人が集い交流する賑わい空間」と「住み続けたい快適居住空間」の整備を基本方針として、それを達成するための官及び民の事業を掲げ、計画策定したいと考えている。 ○今後、基本計画策定にあたっては、議論の中心となっている図書館の建設場所及び建設時期について、理解を得る必要があると考えている。 ○平成25年度内の認定を目指して取組みたいと考えている。
<p>「中心市街地での最重要事項」について</p>	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「シビックセンターゾーン」「商業集積ゾーン」「駅前地区ゾーン」を含む中心市街地の活性化については、現在策定中の江津市中心市街地活性化基本計画に基づいて、官と民の協働によるソフト・ハード両面の事業に取り組むことが重要と考えている。 ○特に、「駅前地区ゾーン」については、地域での活性化の取組みや、都市基盤となる社会資本の整備が進まなかったことなどが大きな要因で、人口と産業の空洞化が著しく進み、本市の玄関口としての機能を失いかけている状況にあることから、このたびの中心市街地活性化においては、すでに整備がほぼ完了している「シビックセンターゾーン」及び「商業集積ゾーン」との連携を図る上でも、これらのゾーンを結ぶ歩行空間の整備と併せた駅前地区ゾーンの整備が重要であると考えている。 ○また、駅前地区ゾーンの活性化にあたっては、ソフト面の取組みが大変重要であり、公共公益複合施設を利用される方を取り込んだ、施設周辺での空き店舗活用など、地域資源を活用した集客力向上に向けた取組みによって、人の動きの見えるまちづくりが必要と考えている。
<p>「現在の駅前拠点施設計画で目的が十分に達成出来るのか」について</p>	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅前拠点施設である公共公益複合施設については、市民交流センター、福祉センター、子育てサポートセンターの3つの機能を有する施設として計画している。 ○施設利用者数については、福祉センターと子育てサポートセンター等は目的を持って来られる方が利用され、会議室や多目的ホールを使っの市民サークルやグループ等による会議や活動、さらにフリースペースの活用として、待合の場、小中高生の学習の場、少人数によるミーティングの場等が見込まれると考えている。 ○また、フリースペースについては、簡易な図書コーナーやパソコンの設置に加え、公衆無線LANサービスなどによって、小中高生や若い世代の方の利用も見込まれると考えている。

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
	<ul style="list-style-type: none"> ○一方、屋外広場などと施設内を一体的に活用する多様なイベントの開催も見込まれ、年間を通しての定期的なイベントも期待できている。 ○このたびの、公共公益複合施設については、幼児から高齢者までの方が利用しやすい利便性の高い駅前地区にあることや、子育て・福祉と商店街が連携したイベントや市民交流センター部分を活用してのイベントなど企画運営組織と連携することで、駅前地区における活性化の一助を担うものと考えている。
<p>「市民や有識者から指摘や要望のある図書館機能を復活させるべきと考えるが」について</p>	<p>《市長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅前公共複合施設に図書館を入れるのか、入れないのか様々な考えがあることは充分承知している。改めて、私の考えを申し上げる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ このたびの駅前公共公益複合施設には図書館は含めない。 ➢ そして図書館は、あらゆる行財政改革を進める中で、シビックセンターゾーン市民センター周辺に、平成30年代前半に建設する。 ○また、現計画の公共公益複合施設については、ここへ行けばお年寄りや子育て世代の方々への支援、就職支援、まちづくり支援などワンストップでサービスが受けられる施設として、整備を進めたいと考えている。 ○いずれにしても、市民の皆様や駅前再生のため頑張っておられる皆様のご意見を伺いながら、可能な限り実施設計に反映させ、市民が利用しやすく、また、建設してよかったと思っただけの施設にしていく。 ○また、本市においては、県内でも少子高齢化著しい状況にあり、少子高齢化や定住対策が1番の課題となっている。 ○そうしたことから、本市の玄関口であるJR江津駅前における本施設を活用して、幼児の元気な声や高齢者の明るい笑い声が聞こえる中に、若者が加わりふれあうことで元気を出していくことができるよう、「小さくてもきらりと光るすばらしいまち江津」を共に作り上げていきたい。

2) 平成 26 年第 2 回定例会 (6 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《無会派》 「中心市街地活性化策」について</p>	<p>《市長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の玄関口としての JR 江津駅前については、議員ご承知の公共公益複合施設を活用して、幼児の元気な声や高齢者の明るい笑い声が聞こえる中に、若者が加わりふれあうことで元気を出していこうという、「小さくてもきらりと光るすばらしいまち江津」として活性化してほしいと願っている。 ○この事業については、本市の目玉事業でもあることから、議会の皆様も十分ご理解をいただき、引き続き、着実に進めていただくことをお願い申し上げます。

3) 平成 26 年第 4 回定例会 (9 月)

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
<p>《政友クラブ》 「駅前再生整備計画のスケジュール」について</p>	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅前地区ゾーンの再生整備については、平成 23 年度に旧モアを解体して以降、調査設計、用地取得、建物移転補償等を進めているが、いよいよ本年度より、平成 27 年度末の完成を目途に拠点施設である公共公益複合施設、市道御幸通線及び市道水源通線の工事に着手することとしている。 ○このほか、国道 9 号及び県道あけぼの通りにつきましては、既に国及び県と事業調整を図りながら進めており、早期完成をお願いしているところである。 ○また、国、県、市において、駅前地区の景観や防災に配慮した電線地中化に取り組んでいるが、電柱の取り除き等については平成 28 年度以降になると思われる。 ○現時点においては、公共公益複合施設の建設をはじめとする事業の完成予定年度、平成 27 年度については大きな変更はない。
<p>「中心市街地活性化基本計画認定のメリットと効果」について</p>	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、この基本計画について、年度内の内閣総理大臣の認定を目指し、本年 5 月 30 日に江津商工会議所及び中心市街地整備推進機構に指定された NPO 法人でごねっと石見が発起人となり設立された、地域関係者、民間事業者、行政などで構成される江津市中心市街地活性化協議会の意見を伺う中で、内閣府との協議を進めている。 ○基本計画の認定を受けることでのメリットは、基本計画に基づく取り組みや事業について、公共公益複合施設整備などの財源となっている都市再生整備計画事業における交付金の嵩上げや主に民間事業者などが対象となる中心市街地再興戦略事業費補助金の活用など予算面での支援措置のほか法律や税制面においても、重点的な支援を受けることができることである。 ○効果としては、重点的な支援を受けることができることで、計画期間の 5 年間での取り組みや認定された事業が確実に実施され、中心市街地の活性化が図られることにある。また、江津市中心市街地活性化協議会が、まちづくりを総合的に推進することで、官民が一体となって中心市街地の活性化への取り組みが図られることにある。

質問者及び質問趣旨	答弁者及び答弁趣旨
「中心市街地と江津本町の連携」について	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、認定に向け内閣府と協議を進めている江津市中心市街地活性化基本計画については、基本計画策定委員会において、本町地区を含まない102haとして決定している。 ○その後、内閣府との協議の中で、林地部分や計画期間内で成果が出せる事業がない部分を除外し、78haの区域となっている。 ○一方、江津本町地区については、天領江津本町藁街道をはじめとする、赤瓦を使った歴史的町並みが残っており、既に「街なみ環境整備事業」として整備事業を導入しているため、観光資源としてレンタサイクルの活用など駅前地区ゾーンとの連携を図り、活性化に繋げていきたいと考えている。
「計画申請、認定時期」について	<p>《建設部長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、江津市中心市街地活性化協議会の意見を伺う中で、内閣府との協議を進めている。 ○今後、内閣府との事前協議を年内に終わらせ、計画案を確定し、来年3月に認定を受けたいと考えている。

(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

基本計画策定にあたっては、有識者や民間事業者、地域住民等の理解と参画を得ることで、実効性の高い基本計画となり、また、事業者間の連携が図られ、事業が円滑かつ確実に実施されるよう、多様な関係者との情報交換を行なった。

①江津市中心市街地活性化基本計画策定委員会

基本計画の策定にあたって、山口大学大学院鶴心治教授を会長として、商工会議所代表者、民間事業者、地域代表者、行政関係者など19人で構成された「江津市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置し、今後10年間の中心市街地活性化ビジョン及び基本計画の素案を取りまとめた。また、市民アンケート調査の結果を踏まえ、住民意向の反映も行っている。

中心市街地活性化基本計画策定委員会開催状況

開催日	議題
第1回 平成24年7月9日(月)	1) 中心市街地活性化基本計画策定の目的 2) 改正中心市街地活性化法の概要 3) 江津市中心市街地を取り巻く状況 4) 活性化に向けた主な課題
第2回 平成24年10月10日(水)	1) 市民アンケート調査結果について 2) 10年後の目指すべき中心市街地の姿について 3) 中心市街地活性化基本計画の骨子について 4) 事業について
第3回 平成25年1月30日(水)	1) 中心市街地の位置及び区域 2) 事業について 3) 中心市街地活性化の目標
第4回 平成25年5月24日(金)	1) 中心市街地の位置及び区域について 2) 中心市街地活性化ビジョン及び基本計画(素案)について

策定委員会委員名簿

	団体名	委員職名
学識経験者	山口大学大学院	教授
商工会議所代表者	江津商工会議所	副会頭
民間事業者	江津万葉の里商店会	副会長
	江津駅前商店会協同組合	理事長
	協同組合グリーンモール	常務理事
	(株)山陰合同銀行江津支店	江津支店長
	西日本旅客鉄道(株)米子支社	江津駅長
	石見交通(株)	浜田営業所長
	島根県旅客自動車協会浜田支部	(株)浜田ハイヤー江津営業所長
地域代表者	(社)江津青年会議所	理事長
	江津市連合自治会長協議会	江津本町連合自治会長
	江津市連合婦人会	和木婦人会長
	(社福)江津市社会福祉協議会	会長
	高浜地区活性化協議会	会長
	(社)島根県建築士会江津支部	支部長
行政関係者	国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所	所長
	島根県浜田県土整備事務所	所長
	島根県西部県民センター	商工労政事務所長
	江津市	副市長

②江津市都市計画審議会

中心市街地活性化の拠点となる公共公益複合施設及び江津市大規模集客施設制限地区の決定

○公共公益複合施設

・平成 24 年 12 月 3 日

公共公益複合施設の概要説明

・平成 25 年 5 月 16 日

公共公益複合施設の決定の概要及び理由の説明

意見公述会での意見の取扱いについて説明

附帯意見（詳細な機能決定にあたっては十分な検討すること）付きでさしつかえない旨の答申

・平成 25 年 5 月 24 日

都市計画の告示、決定

○江津市大規模集客施設制限地区

・平成 26 年 9 月 19 日

江津市大規模集客施設制限地区の概要説明

・平成 26 年 10 月 23 日

都市計画の告示、決定

③江津駅前地区活性化推進協議会

●江津駅前地区活性化推進協議会開催状況

開催日	議題
第 1 回 平成 24 年 5 月 24 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江津駅前地区再生整備事業の現在の状況について ・ 江津駅前地区活性化推進協議会設置要綱改正について ・ 役員を選任について ・ 平成 24 年度事業計画について ・ 平成 24 年度収支予算について
第 2 回 平成 24 年 12 月 17 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江津駅前地区再生整備事業の取組状況について ・ 江津駅前活性化推進事業について ・ 平成 25 年度江津まちづくり活動支援事業の補助金要望について ・ 「ひと・まち」フォーラムの共催について
第 3 回 平成 25 年 5 月 15 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度江津駅前地区活性化推進事業実績について ・ 江津駅前地区再生整備事業の取組状況について ・ 平成 25 年度江津駅前地区活性化推進事業計画について ・ 平成 25 年度収支予算について
第 4 回 平成 26 年 6 月 27 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度江津駅前地区活性化推進事業について ・ 江津駅前地区活性化推進協議会の解散について ・ 平成 25 年度繰越金の処分について

●江津駅前を考えるタウンミーティング

元来、駅前には商業者あるいは地域住民だけの場所ではなく、本市の玄関口として多くの市民が様々な形で活用すべき公共性の高い地域であることから、この機に改めて駅前再生を市民全体の課題として提起し、市民と意見・情報交換をする中で、多くの市民にまちづくりに参画して欲しいという思いから、市内全域での「まちづくりタウンミーティング」を計画した。本会議で出された意見・情報は、今後予定しているワークショップ等を通じ、民間計画に反映させた。

開催日	対象地域	参加者数
第1回 平成24年10月3日(水)	青陵中学校区	18名
第2回 平成24年10月4日(木)	江東中学校区	15名
第3回 平成24年10月17日(水)	桜江中学校区	9名
第4回 平成24年10月18日(木)	江津中学校区	16名
第5回 平成24年11月7日(水)	江津市全域	39名

●ワークショップの実施

タウンミーティング等の意見を参考にしながら専門家等を招き、まちづくりや起業等に対する知識を深め、JR江津駅前再生に向けての意見交換を行う中で、民間サイドのまちづくり計画・活性化のプラン策定を進めた。

開催日	内容
第1回 平成25年2月14日(木)	江津駅前地区まちづくり意見交換会
第2回 平成25年1月31日(木)	第1回 若手建築士との意見交換会
第3回 平成25年2月7日(木)	第2回 若手建築士との意見交換会
第4回 平成25年3月3日(日)	江津駅前地区まちづくり意見交換会 (第1回ワークショップ)
第5回 平成25年3月10日(日)	江津駅前地区まちづくり意見交換会 (第2回ワークショップ)

●まちづくりシンポジウム(ごうつまちづくりフォーラム)の開催

本市が実施する「都市再生整備計画」も具体化される中で、JR江津駅前再生に向けた民間サイドの取組について情報の発信と共有化を図り、周辺エリアの活性化事業の機運の熟成を図るため、広く江津市民を対象としたまちづくりフォーラムを開催した。

開催日時	平成25年3月17日(日) 14:00~
内容	基調講演 ・「米子方式のまちづくり」米子市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー 杉谷 第士朗氏 江津駅前地区活性化推進協議会事業報告 パネルディスカッション ・「江津駅前をみんなで考えよう」

●民間事業アドバイザー・スタッフ会議

専門家をアドバイザーとして招聘し、民間事業計画推進に向けて会議をコーディネートし、民間事業計画の整理や中心市街地活性化協議会の設立に向けて協議検討を行った。また、移転対象者に引き続きヒアリングを行なうとともに、移転先や事業計画作りについて相談・支援を行なった。平成 25 年 5 月～平成 26 年 3 月までに計 10 回の会議を開催した。

●商店会組織強化事業

若手事業者を中心とする次世代の担い手（NPO 等の連携先を含む）に商店街活動への積極的な参画を促すことで、組織力の強化を図っていききたい商店街に対し、派遣された進行・調整役と一緒に研修を実施する(株)全国商店街支援センターの事業である。研修を通じて、組織力強化を高めるために自らの商店街の今後のあり方や商店街活動を行う上での共通の価値基準（モットー等）を探った。

派遣された進行・調整役のもと、講師による講義やグループ作業を全 3 回の研修で行った。具体的には、商店街機能に見識のある学識者・専門家からの講義と、活性化策の成功事例を創り上げた実践者から、目標達成のための組織作りに関する体験談を聞くことで「ありたい姿（ビジョン）」づくりのためのヒントを得た。

ワークショップでは「ありたい姿（ビジョン）」を可視化する『未来希望図』の作成を通じてチームの一体感を醸成し、また完成したものを商店会の会長など幹部に発表し、コメントやフィードバックをもらった。

開催日	ワークショップ内容
第 1 回 平成 26 年 1 月 20 日（月）	テーマ「ビジョンをスケジュールに落してみる」 ・この町（商店街）に増えてほしいものは？ 減ってほしいものは？ ・将来、こうなったら幸せということとは？（理想） ・将来、この町のこんなものを自慢したいということとは？（理想）
第 2 回 平成 26 年 2 月 3 日（月）	テーマ「ビジョンをスケジュールに落としてみる」 ・3 年後、5 年後、10 年後で達成すべきプランを分類
第 3 回 平成 26 年 2 月 23 日（月）	テーマ「スケジュールに落した目標を図式化してみる」 ・3 年後、5 年後、10 年後で分類した達成すべきプランを各チームで図式化

④高浜地区活性化協議会

●都市再生モデル調査

平成 17 年に JR 江津駅周辺の住民で組織された「高浜地区活性化協議会」が立ち上げられ、内閣官房都市再生本部（当時）が募集する国の補助を受けた「都市再生モデル調査」が平成 18 年度に実施され、中心市街地の整備方針が次のようにか掲げられた。

- 駅前周辺とシビックセンターゾーン 2 核の連続性の強化を目指す。
- 江津市ならではの身の丈にあった再生を目指す。
- 駅前周辺地区における定住促進を目指す。

●プロジェクトチームの開催

(平成 20 年度)

- ・江津駅前再生計画プロジェクトチームの役割
 - 高浜地区活性化協議会の内部組織として位置づける。
 - 事業化が可能となる江津駅前再生計画（案）の検討を行なう。
 - 高浜地区活性化協議会が開催する「勉強会」へ検討結果の報告を行なう。
 - 江津駅前再生計画の実現に向けて、誠意をもって取り組む。
- ・メンバー
 - 地権者及び地元商業者／江津商工会議所／まちづくり会社への参加が可能な企業／金融機関／アドバイスできる者／江津市都市計画課／コンサルタント

開催日	議題
第 1 回 平成 20 年 9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・江津駅前再生計画の検討 ・素案の提示、説明 意見交換
第 2 回 平成 20 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市の考え方について（モア跡地の処理、公共施設の設置、基盤整備の考え方 等） ・市の考え方と地権者意向を踏まえた再生計画への意見 ・事業規模のイメージについて
第 3 回 平成 20 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）民間都市開発推進機構の事業説明（融資事業、出資事業について） ・駅前再生計画（第 1 期 モア跡地再生計画）について

(平成 21 年度)

- ・江津駅前再生計画プロジェクトチームの役割
 - 高浜地区活性化協議会の内部組織として位置づける。
 - 事業化が可能となる江津駅前再生計画（案）の検討を行なう。
 - 江津駅前再生計画の実現に向けて、誠意をもって取り組む。
- ・メンバー
 - 地権者及び地元商業者／江津商工会議所／まちづくり会社への参加が可能な企業／金融機関／アドバイスできる者／江津市都市計画課／コンサルタント

開催日	議題
第 4 回 平成 21 年 4 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前再生計画（案）について
第 5 回 平成 21 年 10 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業（ホテル）の検討結果報告 ・ホテル経営についての講演

●民間事業実現へ向けた取組（ワークショップ方式による検討）

駅前活性化に向け活動するメンバーが限られているため、それぞれの分野でキーとなる方々や関係機関でのチームをつくり、「まちの方向性＝コンセプト・趣旨」の軸づくりのため、ワークショップや勉強会を行い将来像に向け必要となる役割や機能及び必要となる事業の洗い出しを行った。

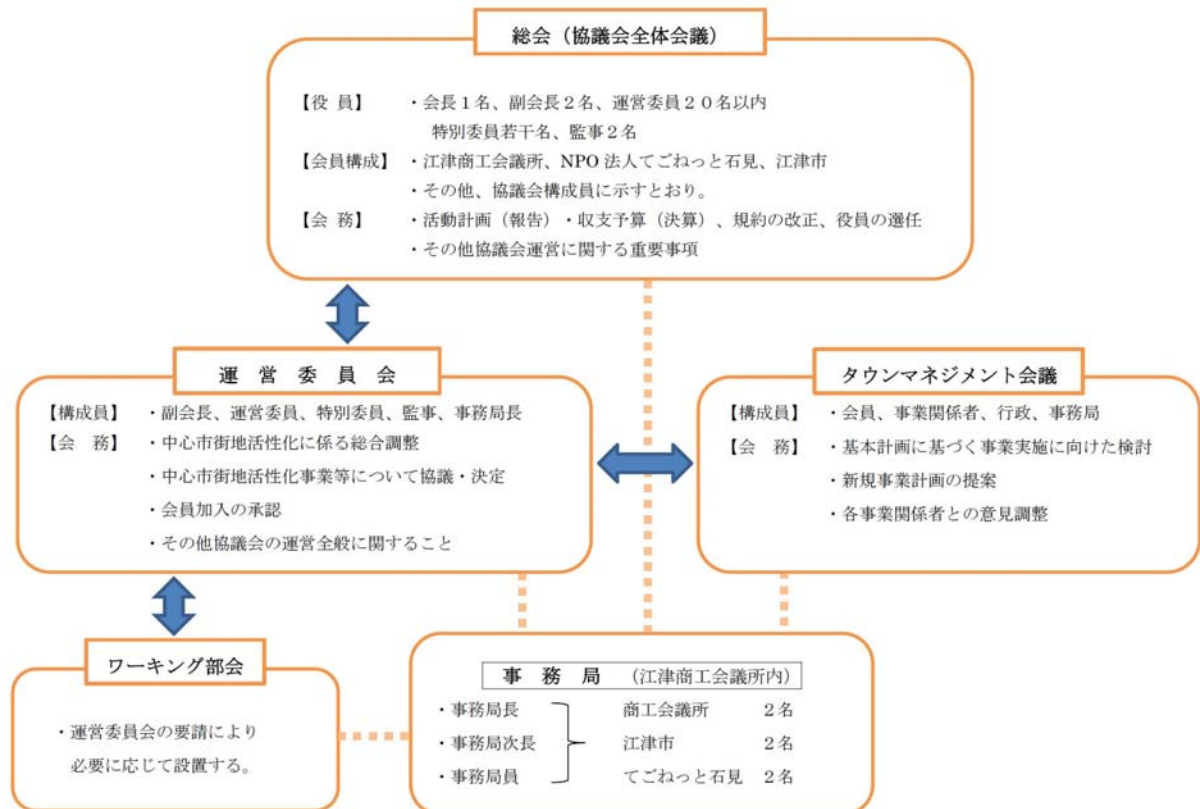
開催日	ワークショップ内容
第1回 平成23年12月1日	「江津市の強み・弱み 駅前・商店街の強み・弱み」
第2回 平成24年1月16日	「中核の拠点には何が必要か、みんなで考える」
第3回 平成24年2月27日	「公共施設エリアの周辺に欲しいもの」
第4回 平成24年3月26日	「全体のまとめ」

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 江津市中心市街地活性化協議会の概要

●組織の概要

<協議会の構成>



(2) 構成員、開催状況、規約に関する資料

●協議会構成員の一覧

区 分	法令根拠	所 属
経済活力の向上	法第 15 条第 1 項関係	江津商工会議所
都市機能の増進	法第 15 条第 1 項関係	特定非営利活動法人てごねっと石見 (中心市街地整備推進機構)
行 政	法第 15 条第 4 項関係	江津市
商業活性化	法第 15 条第 4 項関係	江津万葉の里商店会
		江津駅前商店会協同組合
		江津料飲組合
		江津旅館組合
		(株)イズミ ゆめタウン江津店
		江津キングシールの店
		(株)江津未来開発
		フォアジー有限責任事業組合
地域住民	法第 15 条第 4 項関係	江津市連合自治会長協議会
		江津市連合婦人会
		高浜自治会連合会
地域経済代表	法第 15 条第 8 項関係	(株)山陰合同銀行
		日本海信用金庫
		江津市観光協会
		(一社) 江津青年会議所
公共交通	法第 15 条第 8 項関係	西日本旅客鉄道(株)浜田鉄道部
		石見交通(株)
医療・福祉関係	法第 15 条第 8 項関係	(社福) 島根県済生会江津総合病院
		(社福) 西部島根医療福祉センター
		(社福) 江津市社会福祉協議会
		特定非営利活動法人ちやいるどリーむ
教育・学識	法第 15 条第 8 項関係	島根県立江津高等学校
		島根県立江津工業高等学校
		石見智翠館高等学校
		島根職業能力開発短期大学校
		公立大学法人 島根県立大学
		島根県建築士会江津支部

●特別委員の一覧

区 分	法令根拠	所 属
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所
		島根県浜田県土整備事務所
		島根県西部県民センター 商工労政事務所
		島根県江津警察署

●オブザーバーの一覧

区 分	法令根拠	所 属
関係行政機関	法第 15 条第 7 項関係	中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課
		(独) 中小企業基盤整備機構中国本部
		(独) 中小企業基盤整備機構中国本部

●会議開催状況

<スケジュール>

平成 26 年 2 月末まで	中心市街地整備推進機構の募集（広報 2 月号及びホームページ）
“ 3 月 5 日	中心市街地整備推進機構の指定
“ 5 月 7 日	中心市街地活性化協議会設立準備会を発足
“ 5 月 30 日	中心市街地活性化協議会の設立（第 1 回）
“ 7 月 4 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 10 月 17 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 2 回）
“ 12 月 4 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 3 回）
平成 27 年 1 月 20 日	中心市街地活性化協議会総会（第 2 回）
“ 5 月 26 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 6 月 6 日	中心市街地活性化協議会総会（第 1 回）
平成 28 年 3 月 16 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 2 回）
“ 5 月 20 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 6 月 24 日	中心市街地活性化協議会総会（第 1 回）
“ 11 月 10 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 2 回）
平成 29 年 5 月 9 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 6 月 19 日	中心市街地活性化協議会総会（第 1 回）
平成 30 年 2 月 15 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 2 回）
“ 5 月 9 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 7 月 4 日	中心市街地活性化協議会総会（第 1 回）
令和 元年 5 月 21 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 1 回）
“ 6 月 26 日	中心市街地活性化協議会総会（第 1 回）
令和 2 年 1 月 29 日	中心市街地活性化協議会運営委員会（第 2 回）

●会議概要

開催日	主な議題
第 1 回 総会 平成 26 年 5 月 30 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化協議会規約（案）について ●江津市中心市街地活性化協議会構成員（案）について ●江津市中心市街地活性化協議会役員等選任について ●事業計画（案）・事業予算（案）について ●江津市中心市街地活性化基本計画（案）について

第1回運営委員会 平成26年7月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化基本計画(詳細)について ●中心市街地再興戦略補助金の概要について ●ワーキング部会の設置について
第2回運営委員会 平成26年10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化基本計画(案)について
第3回運営委員会 平成26年12月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化基本計画修正案について ●平成26年度江津市中心市街地活性化推進事業について ●中心市街地活性化協議会総会について
第2回 総会 平成27年1月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化基本計画(案)について ●基本計画(案)に対する意見書の提出について
第1回運営委員会 平成27年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●認定江津市中心市街地活性化基本計画について ●事業報告及び決算報告、事業計画(案)事業予算(案)について ●タウンマネージャーの設置について
第1回 総会 平成27年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ●認定江津市中心市街地活性化基本計画について ●事業報告及び決算報告、事業計画(案)事業予算(案)について ●タウンマネージャーの設置について
第2回運営委員会 平成28年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度事業予算について ●平成28年度実施事業について
第1回運営委員会 平成28年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●総会議案について ●江津市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ●江津市中心市街地活性化基本計画変更について
第1回 総会 平成28年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度事業報告、決算報告について ●役員の改選について ●平成28年度事業計画(案)、予算(案)について ●江津市中心市街地活性化基本計画の変更について
第2回運営委員会 平成28年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●江津駅前ビルおよび駐車場活用事業構想の支援について ●会員の加入、変更について
第1回運営委員会 平成29年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●総会議案について ●江津市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ●江津市中心市街地活性化基本計画変更について ●タウンマネージャーについて ●会員の変更について
第1回 総会 平成29年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度事業報告、決算報告について ●平成29年度事業計画(案)、予算(案)について ●江津市中心市街地活性化基本計画の変更について ●会員の変更について
第2回運営委員会 平成30年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度予算について ●江津市中心市街地活性化基本計画変更について
第1回運営委員会 平成30年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●総会議案について ●江津市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ●会員の変更について
第1回 総会 平成30年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度事業報告、決算報告について ●平成30年度事業計画(案)、予算(案)について
第1回運営委員会 令和元年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ●総会議案について ●江津市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ●会員の変更について
第1回 総会 令和元年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度事業報告、決算報告について ●令和元年度事業計画(案)、予算(案)について
第2回運営委員会 令和2年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●江津市中心市街地活性化基本計画の変更(延長)について

江津市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 江津商工会議所及び特定非営利活動法人てごねっと石見は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、江津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により江津市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び法第48条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 江津市が作成する基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報の交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ まちなか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ その他中心市街地活性化に必要な事業に関すること

(3) その他中心市街地活性化に関すること

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 江津商工会議所
- (2) 特定非営利活動法人てごねっと石見
- (3) 江津市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の会員でない者は、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことはできない。

3 前項の申出により協議会の会員となったものは、第1項第4号に規定する者でなくなり、又はなくなったと認められるときは、協議会会員の資格を失うものとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 特別委員 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長、運営委員及び監事は、会長が会員の中から指名し、総会の同意を得て選任する。

4 特別委員は、第4条の活動の円滑な推進を図るため、各関係行政機関に委嘱する。

5 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 役員は、任期終了においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員及び特別委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(タウンマネージャーの設置)

第8条 協議会は、第3条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を実施するために指導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画、調整及び助言等を行う。

(会議)

第9条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

(総会)

第10条 総会は、毎年1回以上開催し、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員の選任その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、役員及びその他の会員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- 4 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、構成員の3分の1以上の者から総会開催請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、副会長、運営委員、特別委員、監事及び事務局長をもって構成し、その委員とする。

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。
- 4 運営委員会は、適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括するとともに第4条の活動について協議し、又は決定する。
- 5 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 8 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバーを招集することができる。
- 10 運営委員会は、その目的の実現のために、必要に応じてワーキング部会を設置することができる。
- 11 ワーキング部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。
- 12 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第12条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員、事業関係者及び事務局によって構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。ただし、タウンマネ

ージャーを設置しない場合は、事務局長が会議を招集し、その議長となる。

3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(アドバイザー及びオブザーバーの設置)

第13条 協議会は、協議会の活動を調整し、助言等を行うため、まちづくりについての専門的知見を有するアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するために、島根県江津市嘉久志町2306番地4 江津商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人、事務局次長1人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

(運営経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第17条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成26年5月30日から施行する。

2 協議会設立時の役員の任期は、平成28年3月31日までとする。

3 協議会設立年度の会計年度は、設立の日から直近の3月31日までとする。

(3) 江津市中心市街地活性化協議会の意見

●最終案に関する意見書

平成27年2月2日

江津市長
山下修様

江津市中心市街地活性化協議会
会長 永井良



江津市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成26年11月27日付け江都第287号で貴市より意見照会のありました「江津市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき意見書を別紙のとおり提出いたします。

江津市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

本市は中国地方一の大河、江の川の河口を中心として古くから発展してきた自然と歴史、伝統にあふれたまちであります。

中心市街地においては、シビックセンターゾーンにおける医療・福祉施設や公営住宅等の整備が進んだものの、近郊の大型商業施設への購買力の流失、基盤整備や都市機能更新の遅れ、少子高齢化、人口減少などの要因が重なり、特に江津駅前地区では空洞化が進行しかつての賑わいを失っています。

この間、民間による集客イベントや空き店舗対策事業など商業活性化に向けて一定の取組は行われてきましたが、衰退の流れをとどめるには至っておらず、中心市街地活性化の取組は本市の重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、江津市は中心市街地のあるべき方向性と将来図を示すべく、江津市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、基本計画（案））を策定されました。江津市中心市街地活性化協議会（以下、協議会）は、この基本計画（案）について協議すること等を目的として平成26年5月30日に組織し、これまでワーキング部会、運営委員会、総会等により数次に渡る協議検討を重ねて参りました。

これらの協議検討の経緯を踏まえ、基本計画（案）について以下のとおり意見を申し述べます。

2. 協議会の意見

今回策定された基本計画（案）は、中心市街地内のシビックセンター、江津駅前地区、商業集積地の3つの核と市民の参画により、まちも人もつながりをつくり活性化につなげるということで『人がつながる まちがつながる さんかくタウン』を基本理念とし、「人が集い交流する賑わい空間づくり」、「住みたい、住み続けたい快適居住空間づくり」を基本方針としています。

また、基本方針に対応した目標指標を設定し、達成状況の把握や定期的なフォローアップにより状況に応じた対策を講じることとしており、この基本計画に基づくハード・ソフト両面の具体的事業を官民一体となって、今後5年間集中的に取り組むことにより、中心市街地の活性化に向け期待できるものであります。

以上のことに加え、この基本計画（案）は江津市と本協議会が緊密な連携のもと、協議検討を経たうえでまとめられたものであり、その内容につきましては概ね妥当であると判断いたします。

なお、基本計画（案）の目標を確実に実現するために、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

3. 配慮をお願いする事項

- ① 中心市街地活性化の意義及び目的について、江津市民に周知と理解を得るための責務に持続的に取り組んでいただきたい。
- ② 基本計画（案）掲載事業の実施にあたり、関係省庁及び島根県等と密接に連携し、各事業主体に対して積極的に支援協力するとともに、進捗状況について常時検証し適切な対策を講じていただきたい。
- ③ 中心市街地を取り巻く状況の変化等に対応し、今回基本計画(案)に記載されなかった事業及び新規に必要な事業について今後具体化した場合には、基本計画の変更を行う等柔軟に対応していただきたい。
- ④ 基本計画（案）の審議の中で意見が出された本町地区については、江津駅前地区との関係が深く重要な位置付けとなることから、活性化事業を遂行する際には連携していただくようお願いする。
- ⑤ 「基本計画」を着実かつ効果的に進めて行くためには、本協議会のタウンマネジメント機能の強化が必要である。そのためにも、事業全体を構想し、企画立案、事業者間の調整などを協力的に進めるタウンマネージャーの設置について江津市の支援協力をお願いする。
- ⑥ 今回の基本計画（案）は中心市街地の活性化を図る第一段階の施策である。「江津市中心市街地活性化ビジョン」に示されているまちづくりを進めて行くためには、長期的かつ戦略的な視点に立ち検討・検証を続ける必要があるため、今後も協議会との協議を継続していただきたい。

4. おわりに

江津市中心市街地活性化協議会は、事業実施者や関係団体等と連携して今後も適宜協議調整等を行い、「基本計画」の推進や中心市街地の活性化に努めて参りますので、民間の取組に対して、官民一体、協働による事業の推進にご支援を賜りたいと存じます。

最後に、江津市におかれましては、協議会の受け持つ役割の重要性にご理解をいただき、協議会並びにまちづくり推進団体等の組織及び事業推進体制の充実について、引き続きのご配慮をお願い申し上げます。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

平成24年6月に、市民から抽出した2,000人を対象に市民アンケート調査を実施した。

■実施概要

実施対象者	実施時期	配布数	回収数	回収率
市内に居住する20歳以上の方を対象に無作為抽出	平成24年6月22日～ 7月6日	2,000通	760通	38.0%

■調査結果の概要

- 市民の半数以上は、週1回以上、「中心市街地」に出かける機会がある。出かける交通手段は、「自家用車」が主流であり、「買い物」「公共サービス」「通院」を目的にしている人が多い。
- 中心市街地の主な魅力は、「商店などの商業機能が集まっている」「市役所や市民センター等の公共施設」「医療機関が整っている」である。一方、3人に1人は魅力は「特にない」と感じている。
- 中心市街地に対する満足度では、「治安」「道路や歩道の整備」「買い物」は肯定的な意見が多く、不満な意見としては、「飲食」「公園や憩いの場」「公共交通」が多い。
- 「食料品」「書籍、文具等」の購入は、中心市街地の利用が多い。特にグリーンモールの利用が多い。購入理由は、「食料品」は「家に近いから」「値段が安いから」が多い。
- 中心市街地への居住条件としては、共に、「日常の買い物の利便性」「医療施設の充実」が高く、日常生活の利便性向上が求められている。これに加え、中心市街地内居住者では「街なみ景観整備」中心市街地外居住者では「市営住宅、アパート等の整備」が求められている。
- 活性化に向けた方向性として、「誘客力のある施設」「日常生活に必要な機能充実」「商店街の賑わい」が求められており、外から訪れやすい、外から訪れる必要性の高い施設整備が必要である。
- 活性化に向けた施策・整備は、「空き店舗活用」「映画館等の整備」「図書館等の教育文化施設の整備」などの意見が多く、都市福利機能の充実が求められている。
- 中心市街地の利用意向として、「買い物をする」「飲食店の利用」が多く、これらの意向を踏まえた拠点的商业施設とは異なる界隈性のある商業機能の整備が必要である。
- 公共公益施設の利用意向は、「休憩、待合等のフリースペース」「屋外交流広場」において比較的高い数値となっている。
- 施設整備にあたっては、「利用する機会がない」又は「わからない」と答えている方にも、施設を利用してもらえるような導入機能の検討や魅力的なソフト事業の展開が必要となる。
- 現計画の公共公益施設整備にあたっては、「利用したくなるような魅力的な講座や研修・イベント・展示内容などの充実」の意見が多く、生涯学習センター的な機能が求められている。来館者を増やせる施設運営や自家用車や公共交通を利用した来館者への対応検討が必要である。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

●まちづくりシンポジウム（ごうつまちづくりフォーラム）の開催

本市が実施する「都市再生整備計画」も具体化される中で、JR 江津駅前再生に向けた民間サイドの取組について情報の発信と共有化を図り、周辺エリアの活性化事業の機運の熟成を図るため、広く江津市民を対象としたまちづくりフォーラムを開催した。

開催日時	平成 25 年 3 月 17 日（日）14：00～
内容	基調講演 ・「米子方式のまちづくり」 米子市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー 杉谷 第士朗氏 江津駅前地区活性化推進協議会事業報告 パネルディスカッション ・「江津駅前をみんなで考えよう」

●手つなぎ市

駅前地区ゾーンに往時の賑わいを創出することを目的に、「手つなぎ市」を企画し、実施した。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
開催日時	平成 23 年 10 月 16 日（日） 10：00～15：00	平成 24 年 3 月 20 日（祝） 10：00～15：00	平成 25 年 3 月 20 日（祝）	平成 26 年 3 月 21 日（金） 10：00～15：00
開催場所	江津駅前商店街周辺	江津駅前商店街周辺	江津駅前商店街周辺、グリーンモール	江津駅前商店街周辺、グリーンモール
出店数	28 店舗	28 店舗	50 店舗	52 店舗
来場者数	600 名（推定）	700 名（推定）	700 名（推定）	1,200 名（推定）
テーマ	—	—	—	エキマエの未来 予想図ハジマル

●手つなぎ土曜夜市

「手つなぎ市」等のイベントを継続実施することにより、駅前地区ゾーンの空き店舗の活用促進と市民集客の実証、駅前に対する市民関心度の高揚を図る。

また、イベントを通じ多くの学生や若者のまちづくりへの参画を得るとともに、イベント出店者の常連化を図ることにより江津駅前地区での起業促進等につなげていく。

	第 1 回	第 2 回
開催日時	平成 24 年 7 月 21 日（土） 17：00～21：00	平成 25 年 7 月 27 日（土） 17：00～21：00
開催場所	あけぼの通り周辺	江津駅前商店街周辺
出店数	27 店舗	24 店舗
来場者数	1,500 名（推定）	1,700 名（推定）
テーマ	—	真夏の夜の夢 ～星に願いを～

●ひと・まちフォーラム ～ソフトとハードの連携を考える～

開催日時	平成 25 年 1 月 22 日 (火) 14:30～
内容	<p>事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出雲大社神門通りの道づくりと人づくり」島根県都市計画課 ・「江津駅前地区におけるまちづくり～ハード部門より～」江津市都市計画課 ・「江津駅前地区におけるまちづくり～ソフト部門より～」江津万葉の里商店会青年部 <p>基調講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティデザインの時代 -人がつながるしくみをつくる-」studio-L 代表、京都造形芸術大学教授 山崎 亮氏



(3) 基本計画に対する市民意見 (パブリックコメント)

基本計画(案)については、以下の内容で実施した。

実施期間	平成 26 年 12 月 25 日(木)～平成 27 年 1 月 23 日(金)
実施方法	江津市ホームページ、江津市都市計画課・桜江支所、各公民館・地域コミュニティ交流センターにて公開し、郵便、FAX、電子メールにて意見を公募した。
結果	寄せられた意見 なし